

厚生委員会報告資料

令和3年9月29日

報告資料件名	頁
(1) 低所得者福祉における就労支援事業の検証結果及び委託事業者の一本化のためのプロポーザル実施について	2
(2) 「足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業」及び「足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」の対象者拡大について	6
(3) 医療的ケア児実態調査の結果報告（速報）について	8

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和3年9月29日

件名	低所得者福祉における就労支援事業の検証結果及び委託事業者の一本化のためのプロポーザル実施について																														
所管部課	福祉部くらしとしごとの相談センター、足立福祉事務所生活保護指導課																														
内容	<p>低所得者福祉（生活困窮者・生活保護受給者）における就労支援事業についての検証結果と今後の進め方について報告する。</p> <p>1 低所得者に対する就労支援事業の経緯と今後の進め方</p> <p>(1) 平成27年11月</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者及び生活保護受給者を対象に、就労準備支援、就労支援、定着支援を段階的かつ総合的に実施する「就労準備支援事業」の委託を開始（所管：くらしとしごとの相談センター）。 当時、生活保護受給者に対しては、福祉事務所の就労支援専門員が就労支援を実施。就労準備が必要な受給者の一部が事業に参加。 <p>平成30年度就労支援利用者内訳</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><th colspan="2">就労準備支援事業</th></tr> <tr><th colspan="2">生活困窮者</th></tr> <tr><td>就労準備</td><td rowspan="3">161人</td></tr> <tr><td>就労支援</td></tr> <tr><td>定着支援</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">73人 ※就労準備を必要とする利用者が就労準備支援事業に参加</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><th colspan="2">就労支援専門員支援</th></tr> <tr><th colspan="2">生活保護受給者</th></tr> <tr><td>就労支援</td><td>1,258人</td></tr> </table> <p>(2) 平成31年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所の就労支援専門員の確保が困難になったため、生活保護受給者を対象とした包括的就労支援事業（支援内容は就労準備支援事業と同じ）の委託を開始（所管：足立福祉事務所）。 当初の包括的就労支援事業想定者数は1,500人（実績1,420人）であり、就労準備支援事業の想定者数250人（実績220人）に対して約6倍であった。 対象を生活困窮者と生活保護受給者とに分け、別個の事業者に委託して就労支援事業を実施したことにより、生活困窮者と生活保護受給者の利用者特性に配慮した、きめ細かい支援が可能となった。 しかしながら、「生活困窮者が生活保護に移行した際、同一事業者による支援が行えない」「就労支援事業の利用者数が限られており、セミナーや技能訓練の実施回数が増やせない」等のデメリットが明らかになった。 <p>平成31年度就労支援利用者内訳</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><th colspan="2">就労準備支援事業</th></tr> <tr><th colspan="2">生活困窮者</th></tr> <tr><td>就労準備</td><td rowspan="3">220人</td></tr> <tr><td>就労支援</td></tr> <tr><td>定着支援</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><th colspan="2">包括的就労支援事業</th></tr> <tr><th colspan="2">生活保護受給者</th></tr> <tr><td>就労準備</td><td rowspan="3">1,420人</td></tr> <tr><td>就労支援</td></tr> <tr><td>定着支援</td></tr> </table>	就労準備支援事業		生活困窮者		就労準備	161人	就労支援	定着支援	就労支援専門員支援		生活保護受給者		就労支援	1,258人	就労準備支援事業		生活困窮者		就労準備	220人	就労支援	定着支援	包括的就労支援事業		生活保護受給者		就労準備	1,420人	就労支援	定着支援
就労準備支援事業																															
生活困窮者																															
就労準備	161人																														
就労支援																															
定着支援																															
就労支援専門員支援																															
生活保護受給者																															
就労支援	1,258人																														
就労準備支援事業																															
生活困窮者																															
就労準備	220人																														
就労支援																															
定着支援																															
包括的就労支援事業																															
生活保護受給者																															
就労準備	1,420人																														
就労支援																															
定着支援																															

(3) 令和4年4月(予定)

- ・ 今後は事業対象者を生活困窮者と生活保護受給者に単純に区分するのではなく、対象者の健康状態、就労意欲、基本的な生活習慣の定着度等から必要な支援内容を総合的に判断し、個々の状態に応じたきめ細かい就労支援が実施できるグループ分けを行う。
- ・ グループ別に別個の事業者による業務委託ではなく、一社に委託することで、生活困窮と生活保護との移行時にも、切れ目のない対応が可能になる。

2 就労準備支援事業と包括的就労支援事業の事業検証結果

別紙1参照

3 委託事業者の一本化により期待される効果

	新たな取組	現状と期待される効果
1	個々の状態を踏まえたグループ分け	事業対象者を生活困窮者と生活保護受給者に区分するのではなく、対象者の健康状態、就労意欲、基本的な生活習慣の定着度等から必要な支援内容を総合的に判断し、個々の状態に応じたきめ細かい就労支援を実施できるグループ分けを行うことで、早期の就労を促す。
2	切れ目のない支援	生活困窮から生活保護、生活保護から生活困窮へと状況が変わった際も、支援者を変更することなく切れ目のないスムーズな支援が可能となる。
3	求人情報の充実	生活困窮者と生活保護受給者は希望する職種に近い傾向にあるため、委託事業者の一本化により求人数や選択肢を増やし、面接機会の増加や希望職種への就職が見込める。
4	定着支援の強化	生活保護受給者が就労により保護廃止となっても、継続して定着支援を行うことができる。

4 コスト比較表

事業者一本化及び別個実施におけるコスト表(令和3年度見積金額において算出)

	生活困窮者 (250人)	生活保護受給者 (1,600人)	合計 (1,850人)
別個実施の場合 (委託料)	50,106千円	119,513千円	169,619千円
事業者一本化の場合 (委託料)	—	—	139,379千円
コスト抑制額	—	—	30,240千円

5 事業委託によるプロポーザルの実施

(1) 委託期間

令和4年度から令和8年度まで

(2) スケジュール案（予定）

令和3年	10月上旬	第1回選定委員会
	10月中旬	募集開始
	10月下旬	参加表明書の提出締切り
	11月下旬	第2回選定委員会
	12月上旬	選定結果公表
令和4年	1月下旬	第3回選定委員会
	1月下旬	選定結果公表
	3月中旬	厚生委員会にて結果報告

問題点・
今後の方針

令和4年度からの事業者の一本化に向けて、さらに利用者一人ひとりに寄り添った就労支援を行っていく。

2 就労準備支援事業と包括的就労支援事業の事業検証結果

(1) 利用者特性の違い

令和3年3月31日時点

事業名	就労準備支援事業	包括的就労支援事業
対象	生活困窮者	生活保護受給者
特性	<ul style="list-style-type: none"> 最低生活費の保障がないため、早期就労に対する意欲が強い。 就労経験のある利用者が大部分。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な生活習慣が身に付いていない利用者が多い。 就労経験はあるが、再就職に積極的ではない利用者が多い。

(2) 支援手順と事業実績

事業名	就労準備支援事業	事業名	包括的就労支援事業
対象	生活困窮者	対象	生活保護受給者
くらしとしごとの相談センター相談員によるアセスメント		福祉事務所ケースワーカーによるアセスメント	



事業者によるアセスメント



令和3年3月31日時点

支援内容	生活困窮者 (177人)	生活保護受給者 (1,897人)
日常生活自立支援 ・ 適切な生活習慣に関する支援	18人(10%)	664人(35%)
社会生活自立支援 ・ コミュニケーション能力等に関する支援	124人(70%)	1,043人(55%)
就労自立支援 ・ 個別相談・キャリアカウンセリング ・ 求人開拓・職業紹介等	35人(20%)	190人(10%)
就職率 (%)	93人(53%)	655人(35%)
定着率 (%)	75人(81%)	295人(45%)

※就労後3か月間の定着支援実施人数

厚生委員会報告資料

令和3年9月29日

件名	「足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業」及び「足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」の対象者拡大について																
所管部課名	福祉部 親子支援課																
内容	<p>令和3年7月に実施した支援団体との意見交換会での意見を踏まえ、足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業（※1）及び足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業（※2）について対象者の所得要件等を拡大する。</p> <p>（※1）足立区ひとり親高等職業訓練促進給付金事業 ひとり親家庭において就職に有利な国家資格等取得のため、養成機関で受講中の生活費に対して一部を助成。</p> <p>（※2）足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭においてキャリアアップに活かせる資格や技術を取得する講座を受講する費用を助成。</p> <p>1 意見交換会で出された主な意見</p> <p>（1）収入等の額が児童扶養手当の所得限度額を少し超えていても、支援が必要な方が多い。</p> <p>（2）就労支援事業も児童扶養手当の受給者が対象であり、所得限度額を超えていると利用できない。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）対象者の収入要件拡大 現在の「足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業」及び「足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」の所得要件である児童扶養手当の支給を受けているかまたは同等の所得水準に所得限度額プラス100万円の区独自基準を設け、給付金支給対象者を拡大する。</p> <table border="1" data-bbox="411 1720 1353 1989"> <thead> <tr> <th>扶養人数</th> <th>児童扶養手当一部支給所得基準</th> <th>拡大対象者の所得基準</th> <th>(参考) 拡大対象者の年収換算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>2,300千円</td> <td>3,300千円</td> <td>約4,600千円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>2,680千円</td> <td>3,680千円</td> <td>約5,100千円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>3,060千円</td> <td>4,060千円</td> <td>約5,600千円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養人数	児童扶養手当一部支給所得基準	拡大対象者の所得基準	(参考) 拡大対象者の年収換算	1人	2,300千円	3,300千円	約4,600千円	2人	2,680千円	3,680千円	約5,100千円	3人	3,060千円	4,060千円	約5,600千円
扶養人数	児童扶養手当一部支給所得基準	拡大対象者の所得基準	(参考) 拡大対象者の年収換算														
1人	2,300千円	3,300千円	約4,600千円														
2人	2,680千円	3,680千円	約5,100千円														
3人	3,060千円	4,060千円	約5,600千円														

(2) 令和3年度以降拡大される主な高等職業訓練の資格内容

資格名称	既存・拡大
看護師	既存
理容師	既存
介護福祉士	既存
簿記	拡大
Webクリエイター	拡大
Microsoft Office Specialist (MOS)2010, 2013, 2016 マスター、アソシエイト、エキスパート	拡大
キャリアコンサルタント	拡大

※ その他、自立支援教育訓練で認められている6カ月以上のもののほか、正規雇用にも有利となるものであって、区長が地域の実情に応じて定める資格を対象に加える。

(3) 給付金額（変更なし）

足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業
課税世帯

(70,500円+最終学年加算40,000円(該当者のみ)) × 修業月数

※ 法的に非課税の定めのない区独自の基準による給付金は雑所得として課税の対象となる(国税庁及び課税課へ確認)。

3 期間

令和3年から令和5年度の3年間の時限措置

※令和6年3月31日までに修業を開始する方まで

4 実施スケジュール(予定)

令和3年 9月 補正予算審議

令和3年10月 事業実施要綱改正

令和3年11月 事業開始

問題点
今後の方針

足立区公式ホームページ掲載、豆の木・応援アプリ配信、広報等で周知を行なう。

より就労に結びつき易い資格取得を促し、正規就労と収入の拡大を目指していく。

厚生委員会報告資料

令和3年9月29日

件名	医療的ケア児実態調査の結果報告（速報）について						
所管部課	福祉部 障がい福祉推進室 障がい福祉課						
内容	<p>平成31年3月に庁内機関が把握している医療的ケア児の状況をまとめたが、現況をより正確に把握するため、範囲を庁外に拡大して調査を実施した。 ついては、結果を報告する（別紙2：医療的ケア児実態調査集計結果【速報】）。</p> <p>1 調査対象とした医療的ケア児 20歳未満で、日常的に医療的ケアが必要な児童等 ○人工呼吸器 ○気管内挿管（気管切開含む）○鼻咽頭エアウェイ ○酸素吸入 ○吸引 ○ネブライザー ○中心静脈栄養 ○経管栄養（経鼻・胃ろう含む）等 ※ 詳細は、別紙2の1頁の1の（3）②参照</p> <p>2 調査結果 117名の医療的ケア児が把握でき、かつ77名から二次調査の回答を得られた。</p> <table border="1" data-bbox="360 1043 1505 1200"> <thead> <tr> <th>把握できた医療的ケア児 （一次調査における各機関からの報告数）</th> <th>二次調査への 回答あり</th> <th>二次調査への 回答なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>117名</td> <td>77名</td> <td>40名</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 調査概要 （1）一次調査（令和3年5月から6月） 各機関が把握している医療的ケア児をリスト化し、117名の名簿を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉課各援護係（5） ・ 足立保健所保健センター等（5） ・ こども支援センターげんき（1） ・ <u>保育園（162）</u> ・ <u>区立小学校（68）中学校（35）</u> ・ <u>特別支援学校（4）</u> ・ <u>児童発達支援（26）</u> ・ <u>放課後等デイサービス（50）</u> ・ <u>保育所等訪問支援（2）</u> ・ <u>生活介護事業所（31）</u> ・ <u>訪問看護ステーション（80）</u> <p>※ 括弧内は調査箇所数 ※ <u>下線</u>は今回の調査で範囲を拡大した機関</p> <p>（2）二次調査（令和3年6月から7月） 一次調査で把握できた117名の保護者に対し、調査票を送付した。</p>	把握できた医療的ケア児 （一次調査における各機関からの報告数）	二次調査への 回答あり	二次調査への 回答なし	117名	77名	40名
把握できた医療的ケア児 （一次調査における各機関からの報告数）	二次調査への 回答あり	二次調査への 回答なし					
117名	77名	40名					

4 前回調査（平成31年3月：82名）と今回調査（117名）の比較

内 訳	前回調査	今回調査
今回新たに把握できた医療的ケア児	—	66名
前回から今回に継続した医療的ケア児	51名	
前回把握したが今回把握できていない医療的ケア児	31名	—
計	82名	117名

問題点・
今後の方針

【問題点】

- ・ 二次調査に未回答の40名については、再度回答を依頼して状況の把握に努める。
- ・ 新たに把握できた66名については、水害時個別避難計画策定の必要性を早急に実地調査等により確認し、対応する。
- ・ 前回の調査では医療的ケア児として把握したが、今回の調査で各機関からの報告にあがらなかった31名については、現状を確認する。

【今後の方針】

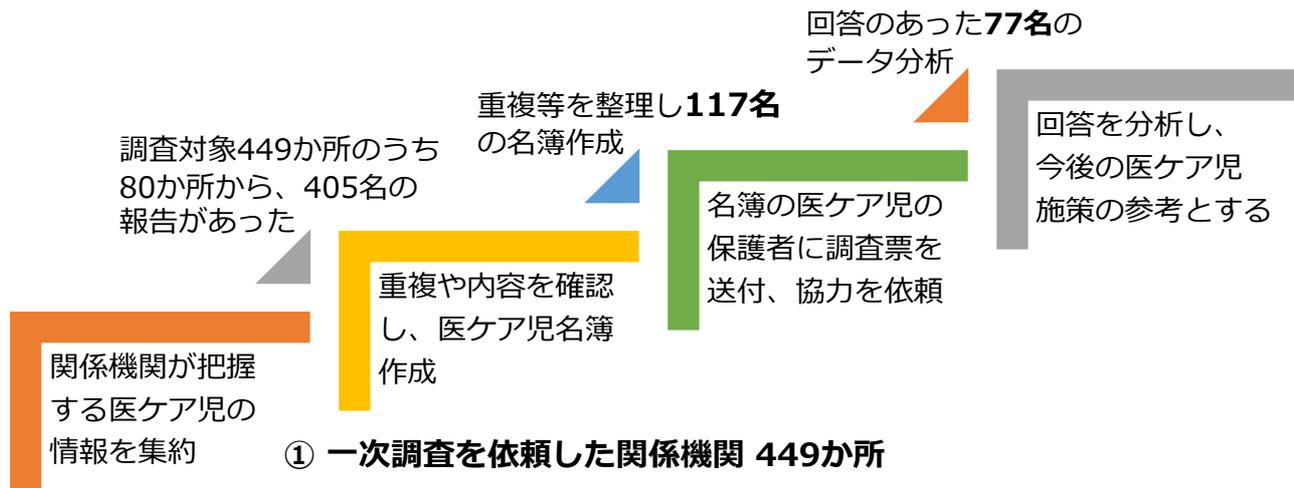
- ・ 本結果を検討素材とし、ワンストップ相談窓口構築等に向けた協議を予定していた足立区医療的ケア児ネットワーク協議会（第1回）は緊急事態宣言の延長により書面開催とした。
- ・ ついては、本結果を協議会委員に情報提供するとともにワンストップ相談窓口構築等に係る意見や要望を次開催までに求め、第2回協議会で検討する。

医療的ケア児実態調査集計結果【速報】

平成30年度に庁内関係機関が把握している医療的ケア児の状況をまとめたが、より正確に現状を把握するため、範囲を庁外まで拡大して調査を実施したので、現時点でまとめた調査結果を報告する。

1 調査結果：実態調査で把握できた医療的ケア児は 117名

- (1) 関係機関（下記①）が把握している医療的ケア児（下記②）の情報を集約し117名の名簿を作成
前回調査（平成30年度）の82名から35名増 → 詳細は2参照
- (2) 上記117名の保護者等に調査票を送付し、アンケートへの回答を依頼
- (3) 現時点で回答のあった77名の回答内容を分析し、相談体制の構築等検討する



① 一次調査を依頼した関係機関 449か所

- ・障がい福祉課 各援護係（5）
 - ・足立保健所 保健センター等（5）
 - ・こども支援センターげんき（1）
 - ・保育園（162）
 - ・区立小学校（68）、区立中学校（35）
 - ・特別支援学校（4）
 - ・児童発達支援（*26）
 - ・放課後等デイサービス（*50）
 - ・保育所等訪問支援（*2）
 - ・生活介護事業所（31）
 - ・訪問看護ステーション（80）
- *重複あり

② 対象とした医療的ケア児

20歳未満で、日常的に下記の医療的ケアが必要な児童等

- 人工呼吸器 ○ 気管内挿管（気管切開含む） ○ 鼻咽頭エアウェイ ○ 酸素吸入 ○ 吸引
- ネブライザー ○ 中心静脈栄養 ○ 経管栄養（経鼻・胃ろう含む） ○ 腸ろう・腸管栄養
- 透析（腹膜灌流含む） ○ 導尿 ○ 人工肛門・人工膀胱 ○ インシュリン注射等
- 痙攣発作に伴う座薬挿入・浣腸 ○ 重度の褥瘡措置 ○ その他医師が必要と認めた医療的ケア

（調査対象は令和2年度の医療的ケア児ネットワーク協議会にて検討）

2 前回調査（平成30年度時点の82名）と今回調査117名の比較

今回の調査で新たに把握できた医療的ケア児 66名

前回の調査で把握できていた医療的ケア児 51名

➔ 今回名前が上がらなかった医療的ケア児 31名 内訳：死亡2名、転居5名、成人移行3名、その他21名
（その他21名の状況は精査中）

3 調査集計値（速報）について

主な設問に対する77名の回答内容は次頁以降

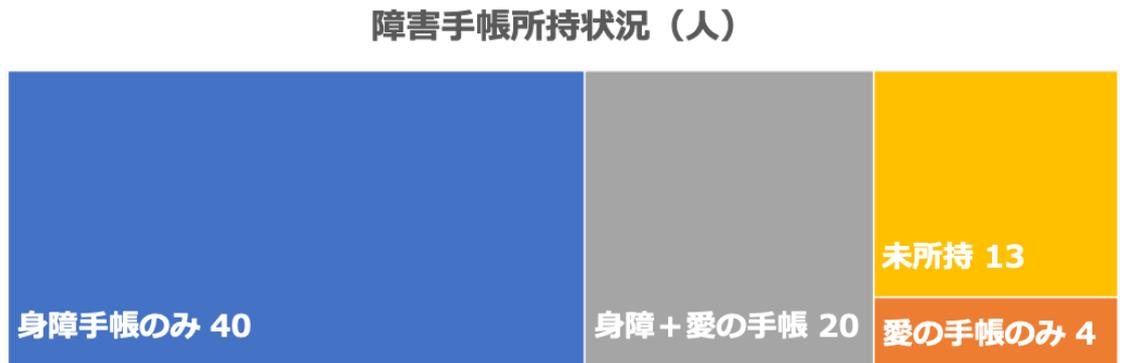
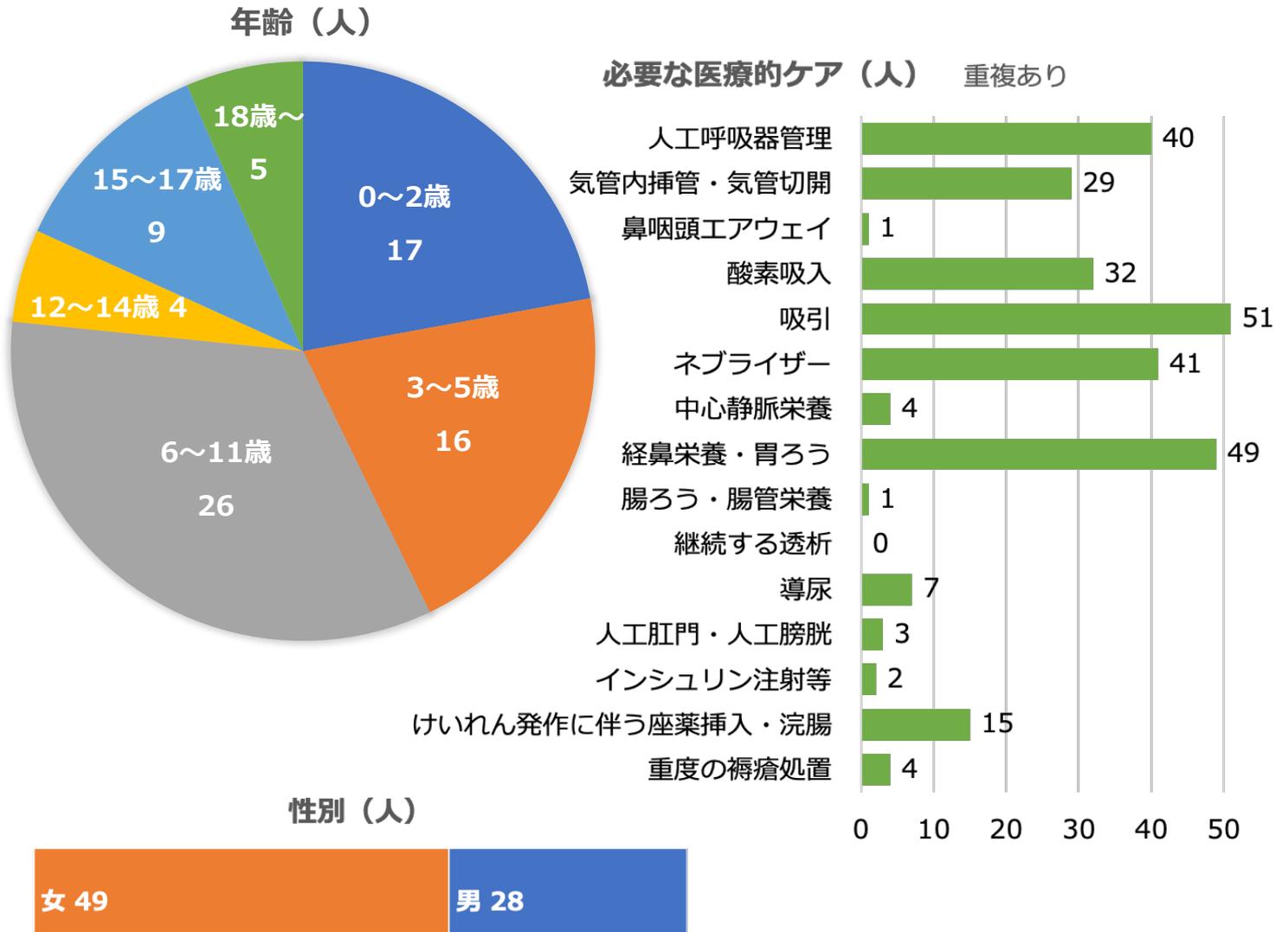
➔ 未回答の40名について、再度回答を依頼して状況の把握に努める

★新たにリストアップされた66名の水害時個別避難計画策定の必要性について至急確認

★相談体制の構築について、回答内容を踏まえ検討する

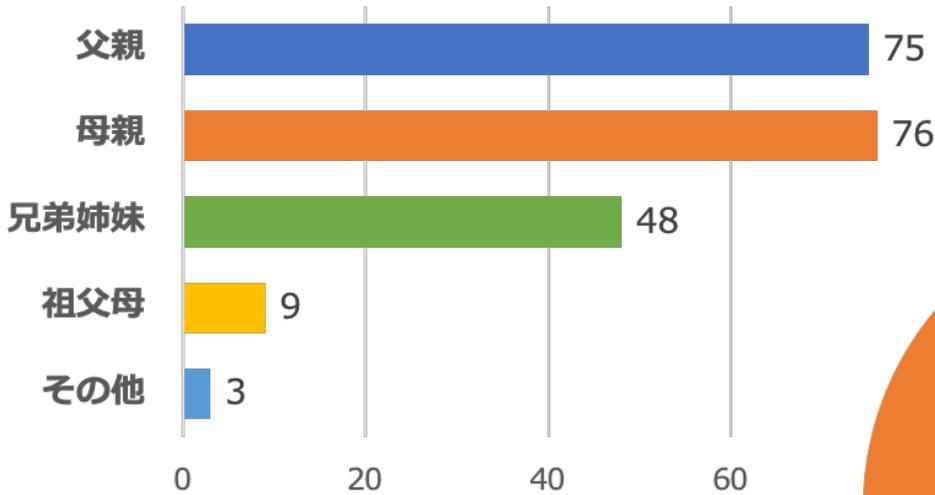
4 主な調査項目と回答結果

4-1 医療的ケア児の状況 有効回答数77人

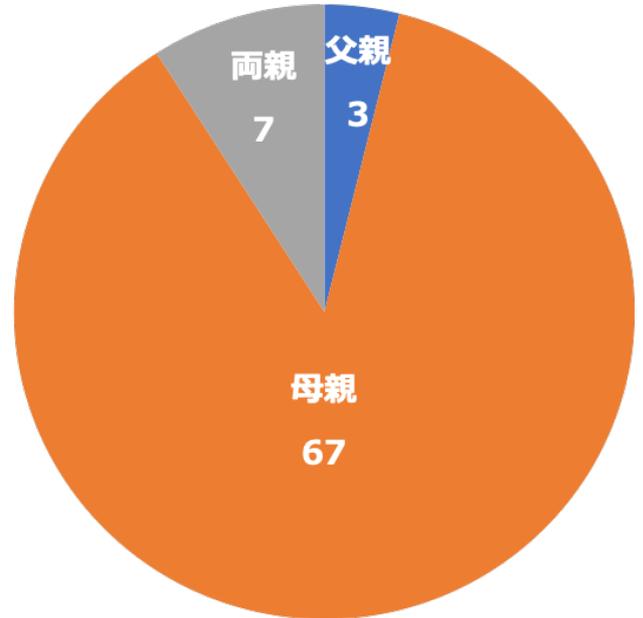


4-2 家族状況等

同居家族 重複あり



主な介護者

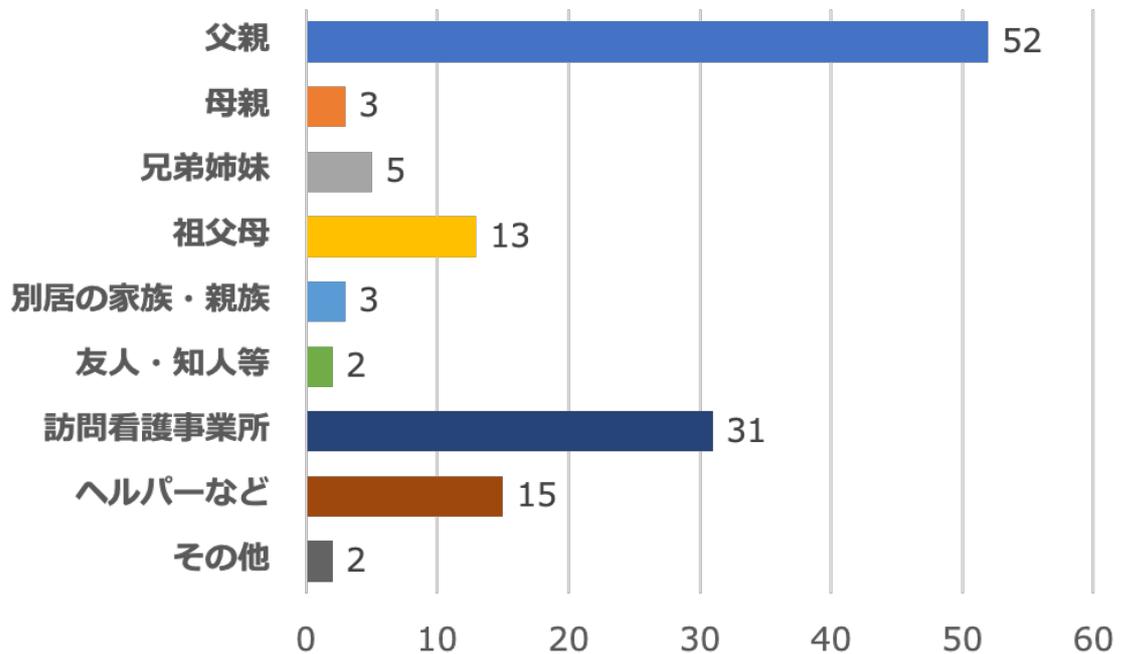


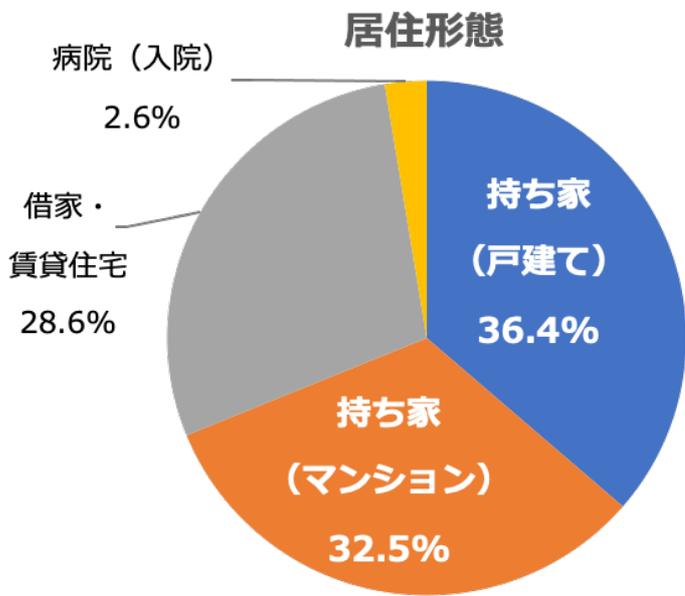
- 同居家族のその他は、叔父・叔母等の親族
- 主な介護者は母親が87%を占めている
- 今後主な介護者が対応できない場合においてお願いできる人がいない8世帯の分析が必要

主な介護者が対応できない場合においてお願いできる人がいるか

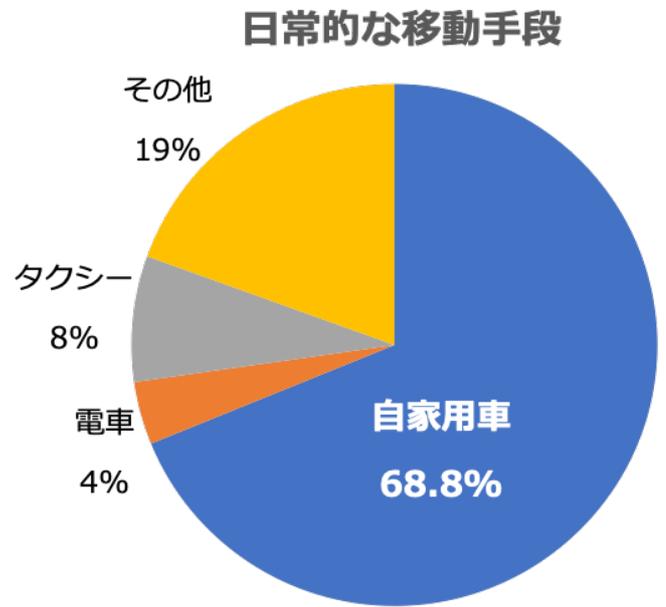


主な介護者以外に介護を依頼できる人 重複あり





参考：足立区民の平均持ち家率62.1%

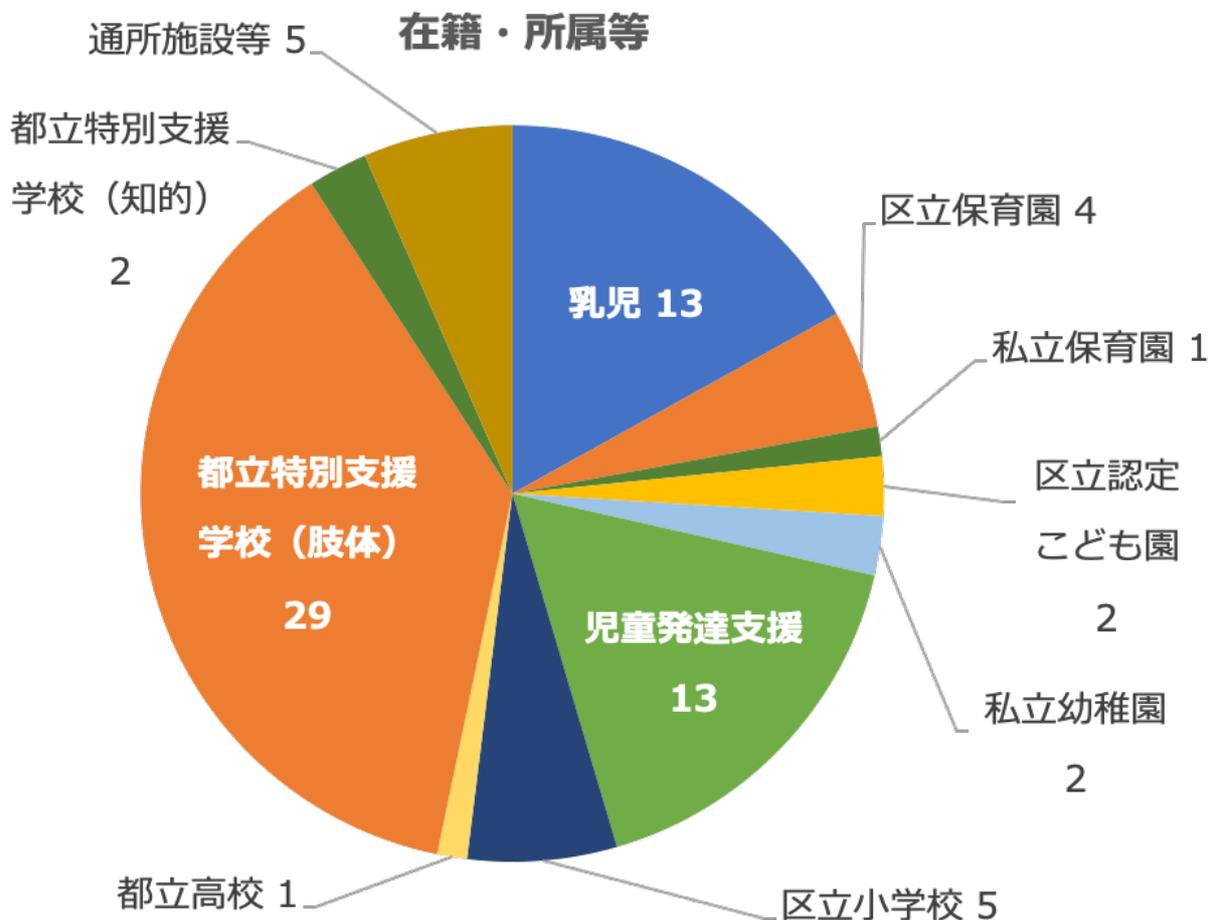


参考：足立区の自家用車所有世帯率37.3%

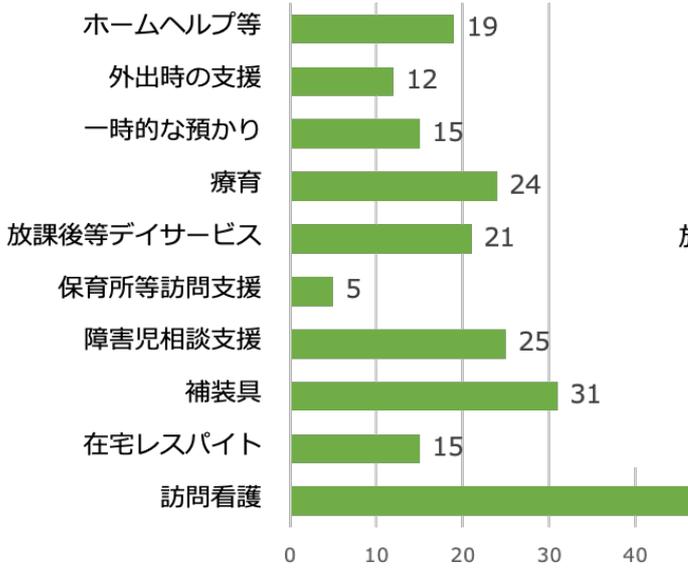
かかりつけ医の状況



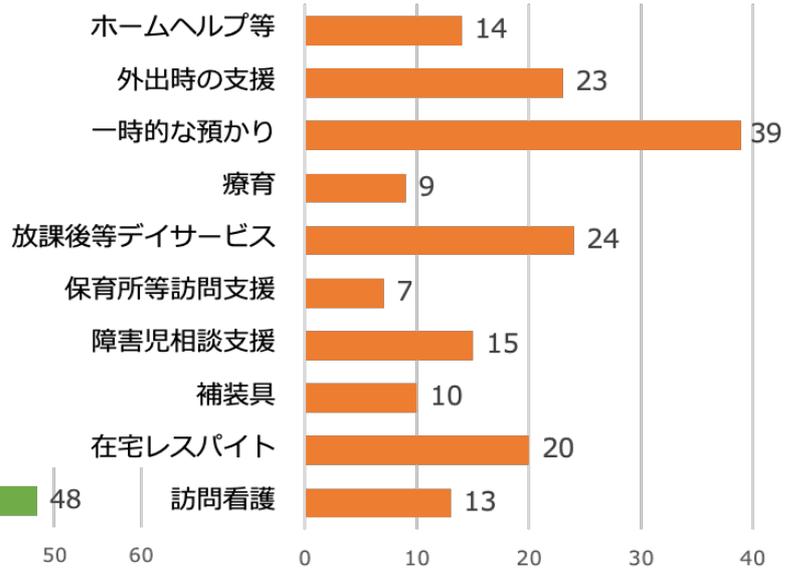
4-3 在籍・利用しているサービスなど



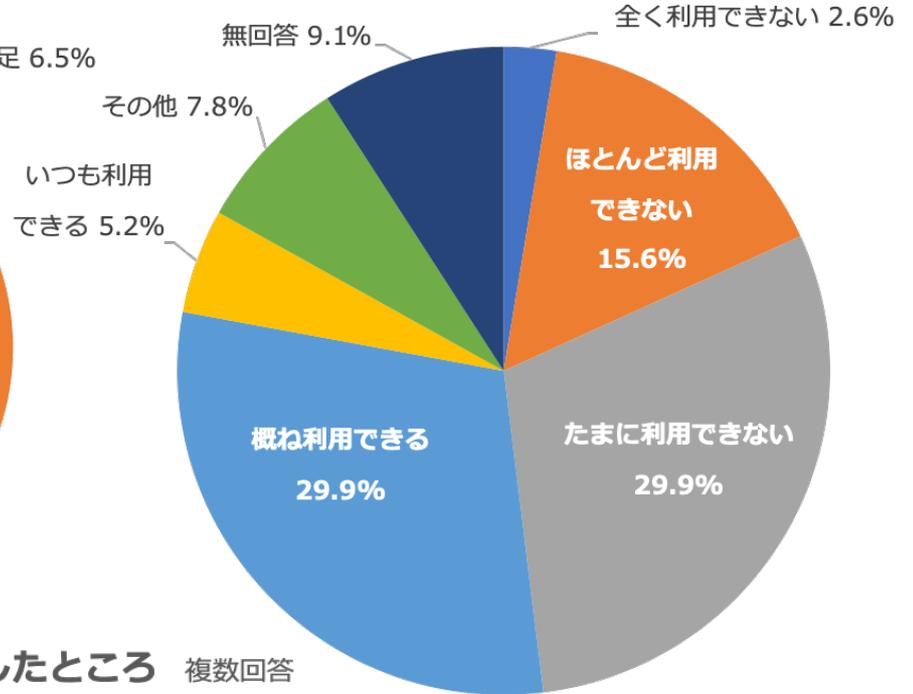
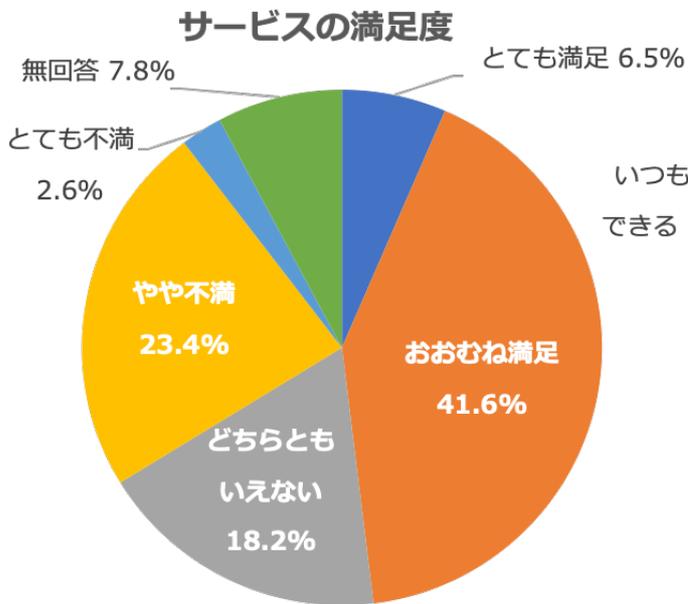
現在利用しているサービス 複数回答



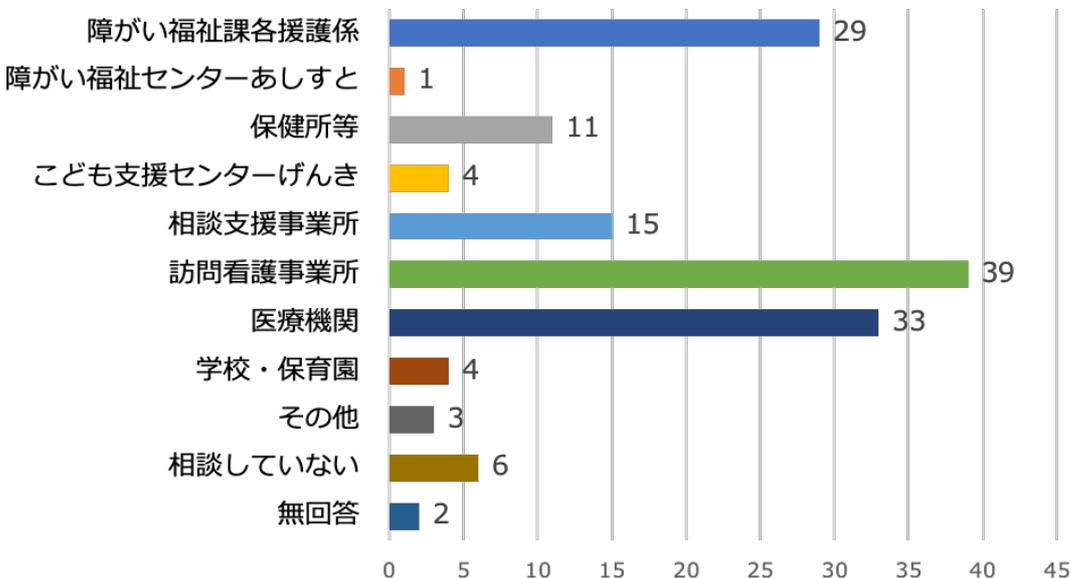
今後利用したいサービス 複数回答



医ケアのため希望サービスを利用できないことがあるか



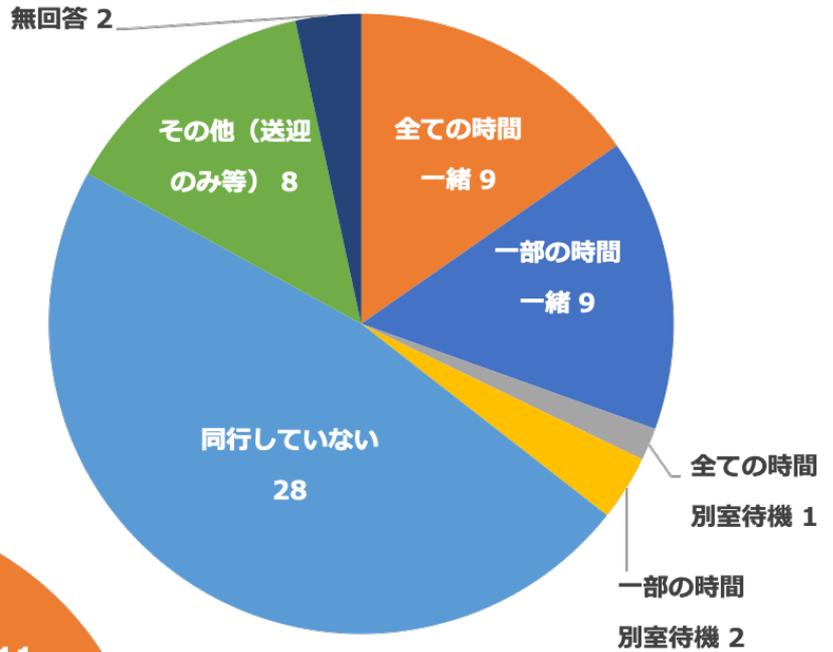
サービス利用にあたり相談したところ 複数回答



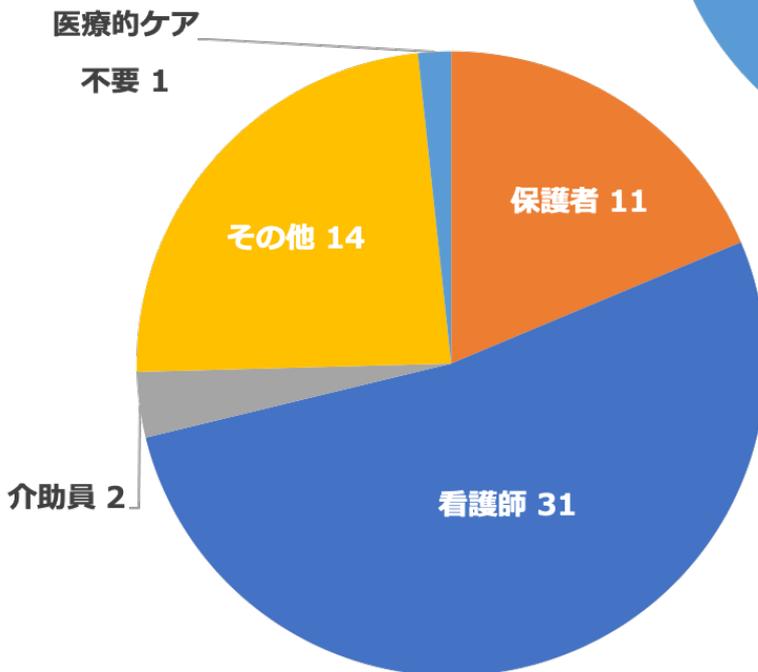
4-4 医療的ケア児をめぐる課題など

- 医療的ケアの対応で、保育園や学校で過ごす時間に、保護者の付き添いが求められることがある
- 回答者の35.7%が別室待機も含め付き添いを要しており、うち11名は、実際に保護者が医療的ケアを行っている

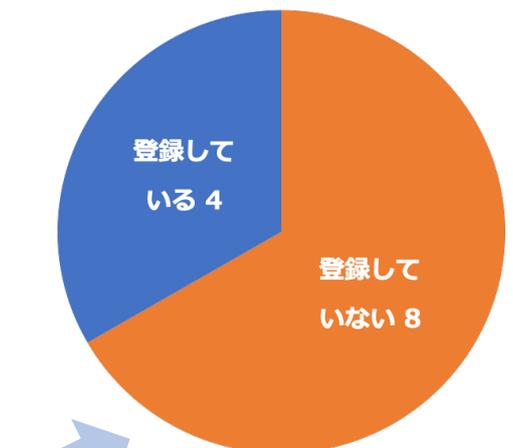
日中の保護者の付き添い



日中の医療的ケアの実施者



MEISの登録



医療的ケア児医療情報共有システム（MEIS）の認知

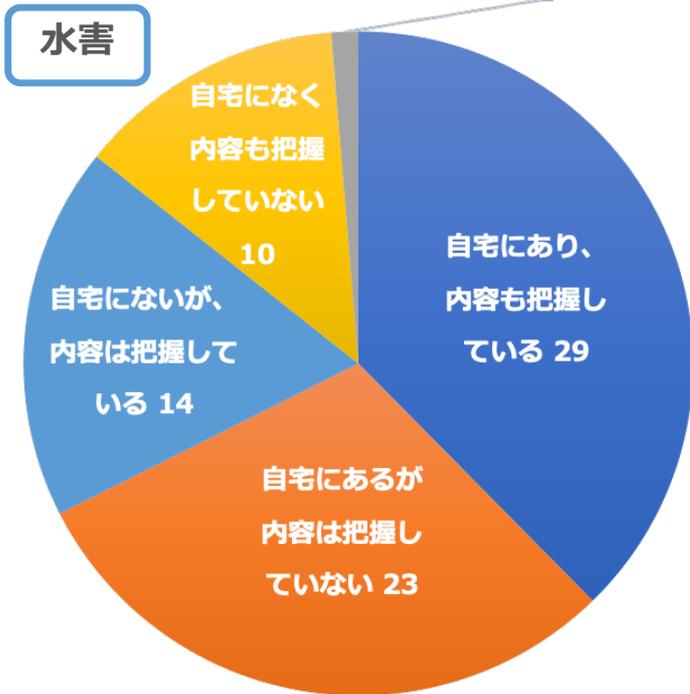


- MEISを知っているのに未登録の8名について、追加で分析が必要

4-5 水害・地震等の大規模災害時の対応について

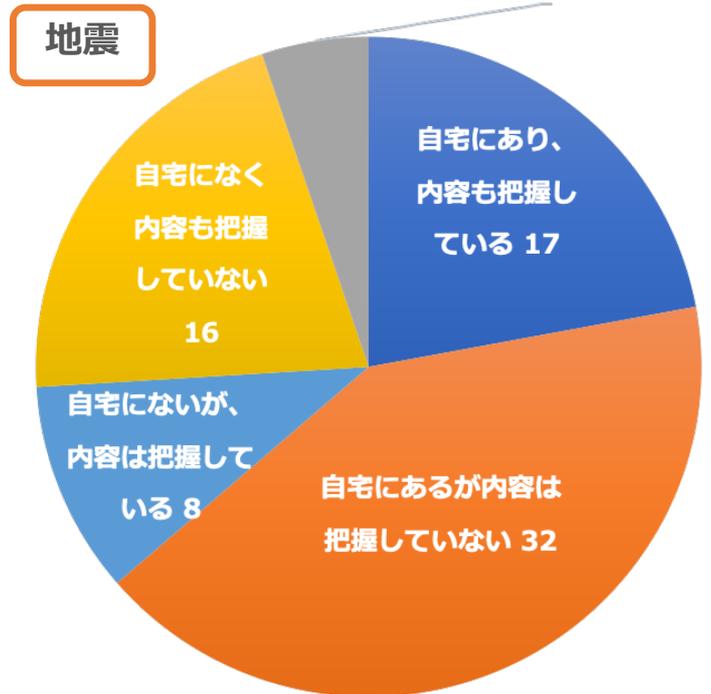
洪水ハザードマップについて

無回答 1



防災マップ&ガイドについて

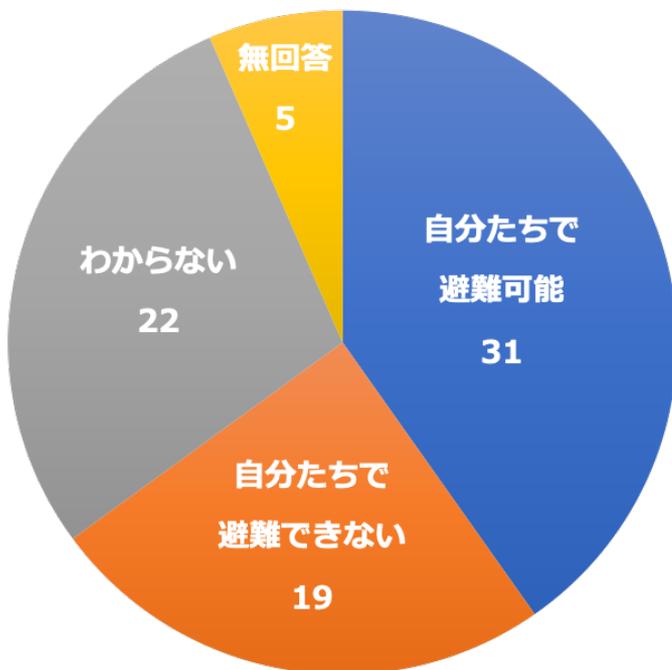
無回答 4



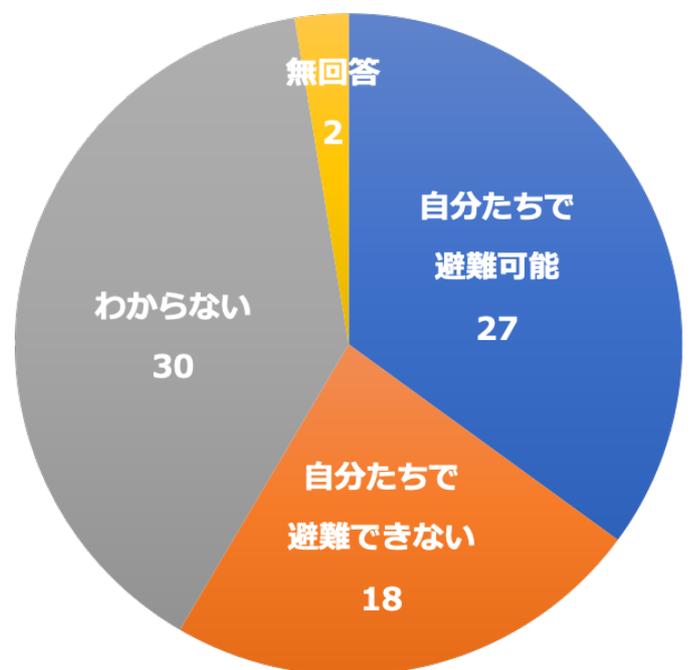
内容を把握している人の割合は**55.8%**

内容を把握している人の割合は**32.5%**

水害時の自力避難



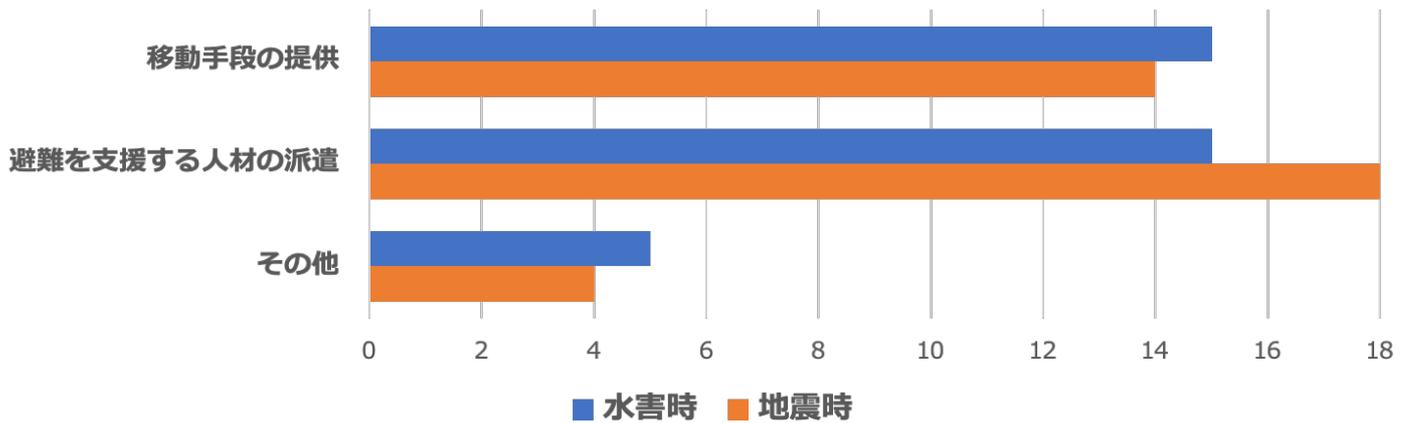
地震時の自力避難



水害時の避難先



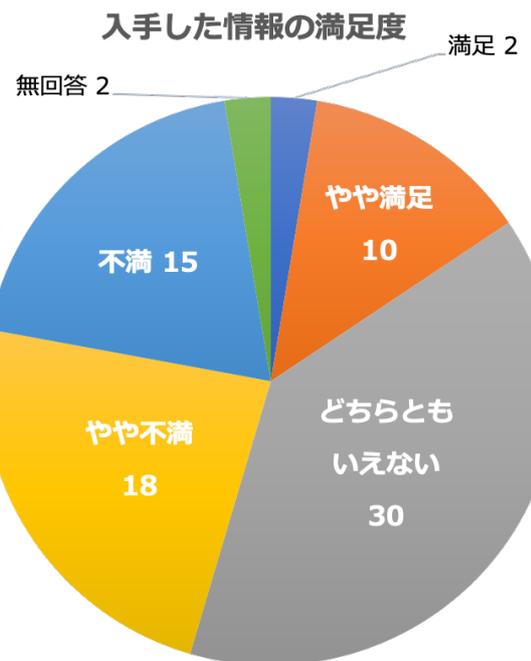
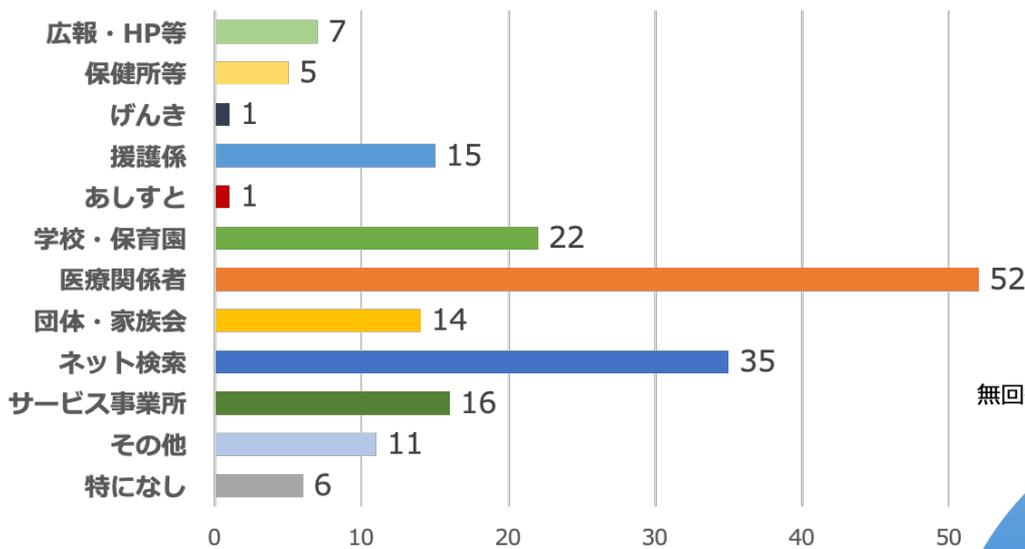
どのような支援があれば避難所へ避難することができるか 複数回答



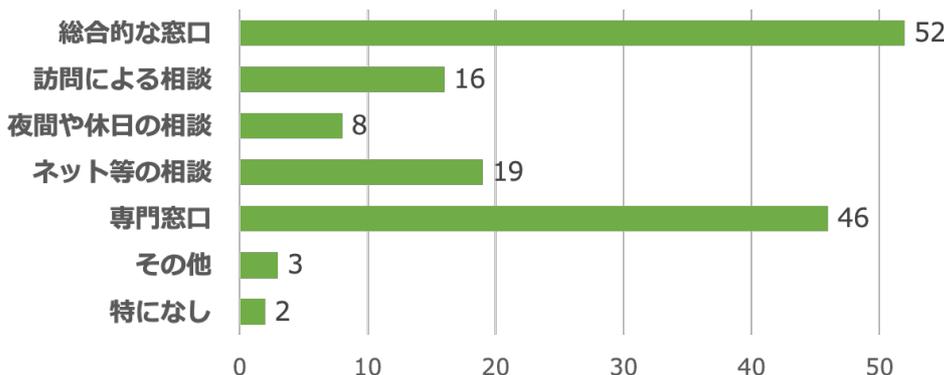
- その他の記載事項
- ・ 救急車（酸素管理が必要で病院への避難がベスト）
 - ・ 屋根まで浸水したらヘリコプター・ボートでの避難
 - ・ 車いすを4階から降ろす手伝い
 - ・ 車椅子なので大雨の中の避難は困難
 - ・ 避難所でパニックを起こす恐れ

4-6 相談窓口について

医療的ケアに関する情報の入手先 複数回答



どのような相談窓口があるといいか 複数回答



- ・ 相談窓口の設置にあたり、意見が多い総合的な相談窓口・専門窓口に期待することを把握し、次年度に向けて検討していく